

疑義照会簡略化プロトコル合意書

香川県立中央病院と一般社団法人香川県薬剤師会は、院外処方せん（麻薬、抗悪性腫瘍剤を除く）に関わる薬剤師法第 23 条、第 24 条の取り扱いについて、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者は不利益を被らないよう、十分に説明の上、同意を得てから行うものとする。なお、合意内容の変更については必要時協議を行うこととする。



記

1. 疑義照会不要項目に該当するものについて疑義照会を不要とする。詳細は別紙「院外処方箋における疑義照会簡略化プロトコル」を参照。

〈疑義照会不要項目〉

①成分が同一の先発医薬品銘柄変更	先発品→先発品への変更調剤 薬価が同等または安価になる場合のみ
②成分が同一の内用剤の剤形変更	錠剤⇔口腔内崩壊錠、錠剤⇔カプセル剤、散剤⇔ドライシロップ剤など 薬価が同等または安価になる場合のみ
③別規格製剤がある内用剤の規格変更	例：5mg 1回 2錠→10mg 1回 1錠など 薬価が同等または安価になる場合のみ
④軟膏など外用剤の規格変更	例：軟膏 5g 2本→10g 1本など 合計処方量が変わらない場合のみ
⑤処方日数の適正化（短縮）【品目限定】	以下の該当薬剤において、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合 <ul style="list-style-type: none"> ● アレンドロン酸錠 35mg 例：週 1 回○曜に内服 ● メトトレキサート錠 例：週 1 回○曜に内服 ● フォリアミン錠 例：週 1 回○曜に内服 (※メトトレキサート錠との併用療法の場合に限る) ● ダイフェン配合錠 例：週 3 回○・○・○曜日に内服 例：他の薬剤の処方日数が 28 日の場合、週 1 回内服 28 日分→4 日分

2. プロトコル適用後、保険薬局は変更内容を「疑義照会連絡票」(別紙)に記入し、FAX にて報告する。
宛先：087-802-1184 (香川県立中央病院医事課)
3. 即時性は低いが、処方医への情報提供が望ましい場合は、「服薬情報提供書(トレーシングレポート)」に記入し、FAX にて報告する。
宛先：087-802-1346 (香川県立中央病院薬剤部)
4. 銘柄名処方及び一般名処方を後発品に変更した場合の FAX による処方医への情報提供は不要とする。



2019年 6 月 4 日

香川県高松市朝日町 1 丁目 2-1
香川県立中央病院院長

河内 正光



香川県高松市亀岡町 9-20
一般社団法人 香川県薬剤師会会長

安西 英明

